諮問番号：令和６年度諮問第６号

答申番号：令和６年度答申第８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年７月８日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は、令和元年１２月１０日、急迫の事情により法第２５条に基づく職権による保護の開始決定（以下「職権保護」という。）を受け、令和元年１２月から令和２年９月に支給された医療扶助費６,８１１,９３０円について、資力がありながら保護を受けたものとして処分庁より返還請求を受けたものであるが、国民健康保険の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失しており、こうした事情は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものとして、法第６３条の返還額の決定において当然に考慮されるべきである。

また、審査請求人にとって、保護を受けることが、国民健康保険を利用する場合に比して経済的に著しい不利益となることについては、実質的に不利益を課す処分となり得るものであり、行政手続法第１３条において不利益処分を行う際に聴聞や弁明の機会の付与が求められていることに鑑みれば、不利益の内容について説明し十分な理解を得る必要があると解されるところ、審査請求人は意思疎通できる状態になく、職権保護において不可欠な前提となる不利益の内容に関する説明と十分な理解があったとは言えない。

さらに、保護の開始から後見開始申立てまでに１１か月近くを要したことで、医療扶助による保護費の増大を招いたものであり、このように後見開始に１１か月近くを要したことについて合理的な理由は全く存在しないにもかかわらず、保護費全額の返還を求めることが著しく衡平に反することは明白であり、こうした事情も返還額を定める上で当然に考慮されるべきである。

以上のことから、本件処分には裁量権の範囲を逸脱した違法があるものというべきである。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が保護開始時に保有していた預金を活用できるようになったため、令和元年１２月から令和２年９月に支給した医療扶助費６,８１１,９３０円については、資力がありながら保護を受けたことになるとして、令和３年７月８日付けで法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、法の運用に当たっても我が国の社会保障制度全体の中でその運用を考えるべきであり、本件において、国民健康保険の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある旨主張する。

（３）まず、返還対象額の算定についてみる。

法第６３条が定めるとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。原則として、審査請求人の資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであり、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第６条第９号のとおり、生活保護受給者は国民健康保険の被保険者とならないところ、法第６３条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、医療扶助など現物給付の保護費も含まれ、返還対象額に医療費１０割分が含まれるのが相当である。

これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人が、意識不明で、経済状況や親族状況についても不明であることから、急迫した状況にあるとして、令和元年１２月１０日付けで、職権で保護を開始したことが認められる。その後、処分庁は、審査請求人の預金などの状況から、審査請求人が保護開始時から資力を有していたことを確認したことが認められる。

また、処分庁は、成年後見人が選任され資力が活用できるようになったことから、保護の廃止日を、保護を要しなくなった令和２年１２月９日の前々月の初日まで遡及し、同年１０月１日としたことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人が保護開始時から資力を有していたものとして、保護費返還の対象期間となる保護開始から保護廃止までに支給した保護費と、審査請求人の保護開始時の資産を対比したうえで、支給した保護費の内医療扶助全額を本件処分における返還対象額としており、処分庁の判断及び手続に誤りは認められない。

（４）次に、返還額の決定についてみる。

　　　生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会･援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）のとおり、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額とされている。

これを本件についてみると、処分庁は、成年後見人に対して、自立更生に充てられる費用を返還額から控除することが可能である旨の説明を行ったところ、成年後見人から、返還決定自体に不服があるため当該費用の申請は行わない旨の申出があったことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人には処分庁が支給した保護費の全額を支払ってもなお約５,５００,０００円の残預金があり、かつ年金収入もあることを確認している。

これらのことからすると、処分庁は、本件処分にあたり審査請求人に対し、自立更生に充てられる費用に係る説明を行ったが、審査請求人から当該申請は行わないとの申出があったところ、審査請求人の資産の状況について、支給した保護費の全額を支払ってもなお多額の預金があり、かつ年金収入もあることを確認したことから、保護費全額の返還が自立を阻害する恐れがないとして、返還対象額から自立更生に充てられる費用の控除を行うことなく、返還対象額全額を返還額とした処分庁の判断に、取り消すまでの瑕疵は認められない。

なお、国民健康保険の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還について、法第６３条に基づく返還額の決定にあたって、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に、返還額からその範囲の保護費の額を控除して差し支えないと示された法令等はなく、控除しなかったとしてもやむを得ないと言わざるを得ない。

（５）審査請求人は、審査請求人にとって、保護を受けることが、国民健康保険を利用する場合に比して経済的に著しい不利益となることは、保護の開始時において一切説明を受けておらず、そのような事態となることを甘受していない旨主張する。

確かに、保護の開始時において、処分庁から、審査請求人に対し、保護を受けた場合の法第６３条に基づく返還額の決定における不利益の内容について、説明がなされた記録は本件事件記録には見当たらない。

しかし、処分庁は、意識不明で急迫した状況にあった審査請求人に対し職権により保護を開始したものであり、保護を受けた場合の不利益の内容について、審査請求人に説明がなされなかったとしても致し方なかったと言わざるを得ず、本件処分を取り消すほどの理由には当たらない。

（６）審査請求人は、保護の開始から後見開始申立てまでに１１か月近くを要したことで、医療扶助による保護費の増大を招いたものであり、保護費全額の返還を求めることが著しく衡平に反することから、返還額を定める上で当然に考慮されるべきである旨主張する。

処分庁が後見開始申立ての手続に時間を要したことにより、返還額が増大したことは否めないとしても、後見開始申立てに関する事項は、保護の決定及び実施に関する事務ではないことから、審査庁において判断することはできない。

（７）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。なお、処分庁は、成年後見制度における手続に誤認があったことから、後見開始申立ての手続に時間を要し、その結果として、審査請求人が本来負担する必要のなかった返還額が増大したことは否めない。処分庁においては、各制度の手続においても注意を払い、審査請求人が不利益を被ることのないよう努めることが望まれる旨付言する。

（８）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和６年６月２８日　　諮問書の受領

令和６年７月　３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月１７日（７月１７日

付け提出）

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：７月１７日

令和６年７月２３日　　第１回審議

令和６年７月２６日　　処分庁に対する質問書送付（回答：令和６年８月５日

付け○○保生第７０６５号、令和６年８月７日付け

○○保保第２４３号）

令和６年８月２８日　　第２回審議

令和６年９月２６日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第２５条第１項は、「保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。」と定めている。

（３）法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（４）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（５）生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和３８年課長通知」という。）の第１０問１２答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」と記し、保護を廃止すべき場合として、「（１）当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。（２）当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の３か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から３か月までの間にかかる保護の費用について、法第６３条又は法第７８条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。」と記している。

　　　なお、昭和３８年課長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（６）平成２４年課長通知１（１）は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を示している。その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。　（ア）　いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）　（イ）　贈与等により当該世帯以外のために充てられた額　（ウ）　保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額　（エ）　保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

（７）生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－２答１は、扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例として、「（前略）最低生活費の遡及変更は３か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき（後略）」と記している。

（８）国民健康保険法第５条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と定め、同法第６条柱書は、「前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（中略）の被保険者としない。」と、同条第９号は、「生活保護法（中略）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者」と定めている。

（９）行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項柱書は「行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い（中略）意見陳述のための手続を執らなければならない。」と定め、同項第１号は聴聞手続について、同項第２号は弁明手続について定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和元年１２月４日、審査請求人は○○○○病院（以下「Ａ病院」という。）に救急搬送され、○○○及び○○○○の疑いで緊急手術となった。審査請求人は術後問いかけに反応せず、発語もできない状態であった。審査請求人の所持金が１０,０００円のみであったことから、同月１０日にＡ病院ソーシャルワーカーより処分庁に生活保護の適用について相談があった。

（２）令和元年１２月１１日、処分庁担当者はＡ病院を訪問し、審査請求人は酸素吸入をしており意識がない状態であること、主治医よりこのままであれば○○○○○○○○○の状態となる可能性が高いことを確認した。

（３）令和元年１２月２４日、処分庁は１２月１０日付けで、審査請求人に対する職権保護を行った。

（４）令和２年１月２０日、審査請求人は○○○○病院（以下「Ｂ病院」という。）に転院した。

（５）令和２年１月２４日、Ｂ病院相談員が審査請求人の自宅を訪問、通帳を確認し、約１３,０００,０００円の預貯金があることを確認した。Ｂ病院相談員は預貯金額及び審査請求人が会話することができないことを処分庁担当者に伝達するとともに、成年後見人の申請が必要ではないかとの意見を述べた。

（６）令和２年１月３０日、処分庁担当者はＢ病院を訪問し、Ｂ病院相談員より通帳・年金手帳等を確認し、控えを受領した。また、処分庁担当者は戸籍調査により存在が判明した審査請求人の弟に扶養援助照会を送ることとした。

（７）令和２年１月３１日、処分庁担当者は庁内高齢者支援担当者に成年後見人の選定手続について問い合わせた。その際の高齢者支援担当者の回答は「親族に手紙を送る必要があり、まずは親族が（中略）〔審査請求人〕をみていただけるかどうかになる。また（中略）〔審査請求人〕の意識障害の確認を６ケ月みて、それでも戻らない場合は成年後見人の手続きになるが、こちらも調べて本庁に確認します」とのことであった。

（８）令和２年３月１０日付けで、処分庁は２回目の扶養援助照会を審査請求人の弟に送付した。

（９）令和２年１１月１８日付けで、審査請求人の成年後見人として司法書士○○○○氏（以下「後見人」という。）が選任された。なお、成年後見人の選任については、前記の（７）によりおおむね６か月を待ったうえで、「成年後見人等候補者検討会議」に諮り後見人の受任調整を行い、審判請求に必要な親族調査、登記内容の証明を得る手続を行うとともに、「候補者に関する報告書」として家庭裁判所に提出することに時間を要したとのことであった。

（１０）令和２年１２月９日、処分庁は審査請求人の弟より、審査請求人を扶養しない旨の回答を受理した。

（１１）令和２年１２月９日、後見人が処分庁に来庁し、面談を行った。処分庁担当者は後見人に経緯を説明し、保護費の返還を要すること及び令和２年１０月１日まで遡及して保護廃止を行いうる旨の説明を行った。後見人はこれを了承し、１０月１日に遡及して国民健康保険に加入したい旨申し出た。

同日、処分庁は令和２年１０月１日付けで、職権保護を廃止した。

（１２）令和２年１２月１５日、後見人は処分庁に架電し、東京高等裁判所令和２年６月８日判決（令元（行コ）２２７号・判例タイムズ１４７８号３１頁。以下「東京高裁判決」という。）に言及し、医療扶助費について返還に応じられないとの意向を伝達した。

同月１６日、処分庁は、後見人に対して、医療費のうち国民健康保険加入であれば支払う必要がなかった７割分について法第６３条に基づく返還額から控除する取扱いはできないこと、自立更生費については返還額から免除することは可能であることを説明した。これに対し後見人は、審査請求人の資産を守る立場にある以上東京高裁判決を無視できないこと、返還決定が行われた場合は不服申立てを行うこと、申立の際には職権保護の決定に誤りがなかったか、後見人の選任に時間がかかりすぎていないかについて争点とすること、自立更生費の申請については本人の意思確認ができない上、そもそもの決定に不服があることから行わない旨を述べた。

（１３）令和２年１２月１７日〔ケース記録票には令和３年とあるが令和２年の誤記と思われる〕、処分庁は保険年金担当に、審査請求人が保護開始日に遡及して国民年金に加入することが可能か照会した。保険年金担当が可能との判断を示したため、処分庁は保護開始日に遡及しての生活保護廃止が可能か、本庁保護課に相談を行うこととした。

これに対し本庁保護課は、令和３年３月３０日に、「遡及保護変更を前々月より前に遡って行うことができるのは（中略）その決定に実施機関の瑕疵がある場合に限られる。今回の職権保護開始は、（中略）〔審査請求人〕が緊急入院となり、意識なく、親族もわからない状態であったことから、正当な判断であったと認められる。したがって、保護開始日に遡って保護を廃止することはできない」と回答した。

（１４）令和３年４月１３日、処分庁はケース診断会議を開催し、（１３）の回答を踏まえ、保護開始以降支給した保護費全額を返還対象とするとともに、Ａ病院からの相談から６か月経過後に成年後見手続に着手したことに判断の遅れがなかったか等を確認し、返還決定の判断材料とすることとした。

（１５）令和３年４月１５日、処分庁は高齢者福祉担当に、成年後見人の手続にあたり、意識障がいの確認に６か月を要するという決まりがあるのかについて確認した。高齢者福祉担当は、本庁に確認し回答する旨を述べた。

（１６）令和３年５月２１日、処分庁は高齢者福祉担当より、「成年後見制度においては６か月待つというルールはない。一般的に、○○○○○○○○は症状が固定するまでの期間が６か月とは言われている。」との回答を受けた。

（１７）令和３年７月７日、処分庁は再度ケース診断会議を開催し、①成年後見人申立手続の着手が遅れることとなった、症状安定の確認に要するとされた６か月間の医療費のうち、国民健康保険に加入していれば支払う必要がなかった７割分を返還額より控除する案、②保護開始以降に支給した医療費全額のうち、国民健康保険に加入していれば支払う必要のなかった７割分を返還額より控除する案、③保護開始以降の生活費、一時扶助費、医療費の全額を返還請求する案を策定した。

その上で、処分庁は、「○○○○○の確認のため〔成年後見人の選定手続きまで〕６か月待たなければならないというルールはない」との確認結果及び、「支給した保護費全額を支払うだけの資力があり、それを支払ってもなお残預金があり、かつ年金収入があることから今後の生活に困ることもない。自立更生費は返還をすることで自立を阻害する場合に考慮されるべきもの。これらを勘案すれば、全額返還が妥当」との趣旨の本庁の回答を踏まえ、審査請求人に支給した保護費総額７,２２８,９３６円と審査請求人の保護開始時資産（預金１２,９０６,８２２円、生命保険１,５８７,８９５円（解約返戻金））を参考に、保護開始以降に支払った保護費総額７,２２８,９３６円（生活扶助費２４２,２６０円、一時扶助費１７４,７４６円、医療扶助費６,８１１,９３０円）の返還を求めることを意思決定した。

（１８）令和３年７月８日付けで、処分庁は審査請求人に対し、「返還金・徴収金決定書」を交付し、本件処分を行った。返還金額は６,８１１,９３０円であり、決定理由には「（前略）〔審査請求人〕さんが保護開始時に保有していた預金を活用できるようになったため、令和元年１２月～令和２年９月に支給した医療扶助費６,８１１,９３０円については、資力がありながら保護を受けたことになるので、保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた（中略）〔法〕第６３条に基づき、返還決定します。」と記載されていた。

（１９）令和３年９月１６日付けで、審査請求人法定代理人である後見人らは本件審査請求を行った。なお、審査請求人に支給された生活扶助費及び一時扶助費についても返還決定処分が行われていたが、後見人らはこれに対しては審査請求を行わなかった。

（２０）令和３年９月２０日、審査請求人が死亡し、相続人が審査請求人の地位を承継した。

３　判断

（１）本件処分は、審査請求人が職権保護を受けた後、資力があることが判明したため、法第６３条に基づき、職権保護が開始された令和元年１２月１０日から職権保護が廃止された令和２年１０月１日までに審査請求人に支給された医療扶助費６,８１１,９３０円の全額返還を求めるものである。

（２）法第２５条第1項は、「保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。」と、法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

また、平成２４年課長通知には、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を記載した上で、④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。（後略）」と記されている。

これらを前提として、本件処分について検討する。

（３）処分庁は、審査請求人が○○○○○を起こしており、経済状況や親族関係について一切確認できなかったことを踏まえ、法第２５条第１項に基づく職権保護に違法性がないことを主張する。また、処分庁は、審査請求人に資力があり、要返還額を返還してもなお残預金があること、また年金収入があることから法第６３条の返還請求対象となり、自立更生費の申請もなかったこと、問答集問１３－２の１より、最低生活費の遡及変更期間は３か月程度とされていることから、保護廃止日の遡及は返還決定の前々月である令和２年１０月1日が限度であることから、審査請求人に対し職権保護開始から令和２年１０月１日の職権保護廃止までの医療扶助費全額について返還請求を求めることは適法であると主張している。

（４）この点、東京高裁判決は、資力を有するが急迫の事情により職権による生活保護を受けた者に対する医療扶助費の返還決定の違法性につき、以下のように判断している。まず、法第６３条の趣旨につき、「〔法第６３〕条が返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関が定める額」と規定しているのは、まず自身の資産を活用することを求める保護の補足性の原則（同法４条１項）を踏まえて、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつも、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障し、その自立を助長するという同法の目的（〔法〕１条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、支給済みの保護費の範囲内において適切な返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。」と述べる。そして、「〔法〕第６３条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産、収入の状況、地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、その決定については、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られる」とする。

次に、平成２４年課長通知につき、同通知が、法第６３条に基づく費用の返還について、「原則として、支給を受けた保護費の全額の返還を求めるとともに、返還義務の一部又は全部を免除できる場合を例外的なものと位置付け、これを限定していることにも相応の理由がある」が、「こうした取扱いに合理性があるのは、公費を原資とする保護費による利得を被保護者にそのまま保持させることが補足性を要件とする同法の趣旨目的に反し、また、保護費の全額を返還させたとしても、同法による措置の過程を通じてみれば、保護の決定を経て、一旦支給を受けた保護費の分だけ後に返還を求められるだけのことであり、通常であれば、被保護者に格別の不利益が生じることは想起できないからであると考えられる。」という。

その上で、「資力を有している者に対する保護を開始することは、給付された保護費の全額の返還を要するとすることが生活保護法の補足性の原則の理論的帰結であり、医療扶助の給付が予定されている場合には、医療扶助が保険制度に馴染まず、医療について国民皆保険が実現されていることを踏まえると、実質的には不利益を課す処分となり得るものであり、その不利益の程度も顕著なものとなる事態もまま起こり得る」から、「行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること（行政手続法１３条参照）に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られることが、その不可欠の前提というべきである。」とする。

そして、当該事案における返還決定については、保護決定に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められ、著しい経済的不利益を被ることとなるのに、保護を受ける相手方に、その説明がされておらず、少なくともその理解を得ないまま職権保護が行われ、後期高齢者医療の被保険者からも除外されたものであること、法の運用に当たっては国の社会保障制度全体の中でその運用を考えるべきであることから、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については著しく衡平を失しており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない旨判示している。

（５）法の趣旨を踏まえると、保護の停廃止及びその遡及について定めた昭和３８年課長通知及び、返還対象額から自立更生費を除外する考え方を示した平成２４年課長通知は、それ自体は合理性を有するものと考えられる。

それを前提にして、法第６３条に基づく費用返還決定の適法性について東京高裁判決が示した判断枠組みは、国民健康保険法第６条第９号において生活保護を受給する場合に国民健康保険が適用除外となっていることについては、市町村の財政負担の増加や国民健康保険と生活保護の併給に伴う診療報酬請求事務の複雑性の解消を理由に制度化されたものであるとされていることに鑑みても、法の趣旨に反するものではなく合理性があると解されるため、以下、当該判断枠組みを用いて判断する。

（６）処分庁は、前記（３）のとおり本件処分が法令及び関係通知に従った処分であり、自立更生費の控除申請も行われておらず、返還額を考慮してもなお審査請求人に預貯金や年金収入があることから医療扶助費全額について返還を求めるのは適法であると主張する。

（７）しかし、本件処分は、医療扶助費だけで６,８１１,９３０円の返還を求めるものであり、審査請求人に１３,０００,０００円以上の預貯金や月約１６０,０００円の年金収入があり、要返還額を除いても５,０００,０００円以上の残預金があるとしても、国民健康保険に加入していれば、その加入期間については３割の医療費負担で済んだことからすると、その負担は過大であるといえる。

また、審査請求人は○○○○○○○○により意識不明となり職権保護を受けたものであり、その後一定の反応を示すようになったものの、意思を表示できない状況が継続したことから、このような不利益について説明を受け十分な理解をすることは困難であったというべきである。

以上のことからすると、医療扶助費全額について返還を求める本件処分を適法と判断することはできない。

それに加えて、医療費が増大した背景として、まず、処分庁が誤った認識により審査請求人の成年後見人の選任に時間を要し、職権保護の廃止時期が遅れたという事情があり、さらに、意思表示ができなくなって６か月を経過した後に成年後見人選任に着手してからも選任まで約４か月程度の期間を要しており、その要した期間については、２（９）の説明によっても十分な合理性が認められるものとはいえない。

処分庁は、２（１３）、（１７）にあるように、審査請求人の負担を軽減できないか検討した事実は認められるものの、以上で述べた事情を適切に考慮することなく、本件処分に係る医療扶助費全額を保護受給中に生じた「資力」に該当するものとして返還を要するとしており、処分庁の判断は裁量権の範囲を逸脱したものと判断せざるを得ない。

（８）以上のことから、本件処分については裁量権の範囲を逸脱した違法があり、取り消されるべきであるため、本件審査請求は認容すべきである。

行政不服審査会第３部会

委員（部会長）　野呂　充

委員　　　　　　相間　佐基子

委員　　　　　　重本　達哉